

## 「三重県制度 令和3年度高度人材確保補助金の募集について」

高度人材確保補助金とは、戦略的に販路開拓に取り組む県内事業者が、県産品（農林水産物・食品）の首都圏及び海外への販路拡大に必要となる高度かつ専門的な技術、技能、知識、ノウハウ、実務経験、指導経験を有し、自ら先頭に立って事業を推進できる者を雇用する場合に、その人件費の一部を補助する事業です。

「高度人材」の「良質な雇用」に係る経費のうち、必要かつ適切と認める者について、予算の範囲内で交付されます。

本制度にご興味がある事業者は下記のお問い合わせまでご連絡ください。

### ●高度人材とは

語学力を備えた営業活動や首都圏及び海外へのマーケティング等に力が発揮できる人材であって、主に次のいずれかに該当する者をいう。

- ① 販路拡大を目指す地域の市場環境や商習慣に精通し、マーケティングや商品開発、営業に力を発揮できること。
- ② メーカー、商社などで小売店営業やバイヤーの経験があり、交渉に長けていること。
- ③ 海外駐在などの経験があり、英語（中国語）などの語学が堪能であること。
- ④ HACCP の考え方を取り入れた衛生管理手法に係る知識を有し、マネジメントシステムの構築や検証を行うなど、企業の販路拡大に有効な第三者認証の取得ニーズに応えられること。
- ⑤ その他、三重県農林水産物・食品輸出促進協議会会長が適当と認める者であること。

### ●良質な雇用とは

就職者のうち、次のすべてに該当する者をいう。

- ① 就労期間における所定内給与額の1ヶ月当たりの平均が「令和元年度地域活性化雇用創造プロジェクトアウトカム指標（平均所定賃金月額）基準額一覧」に定める三重県の基準額（218,500円）以上の額であること。
- ② 月平均所定外労働時間が20時間以下であること

### ●正規雇用とは

就職者のうち、次のすべてに該当する者をいう。

- ① 期間の定めのある労働契約を締結する労働者でないこと。
- ② 派遣労働者でないこと。
- ③ 一週間の所定労働時間が、同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間と同一のものとして雇用される労働者であること。

④ 労働協約または就業規則その他これに準ずるものに定めるところにより、設けられた通常の労働者と同一の賃金制度が適用されている労働者であること。

●補助対象経費・補助率・補助対象期間

補助対象経費	人件費（給与・賞与・手当・社会保険料のうち事業主負担分）
補助率等	補助率：補助対象経費の1/2以内、 補助限度額：1事業者あたり上限100万円
補助対象期間	令和3年4月1日から令和4年2月28日まで

●お問い合わせ・資料提出先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県農林水産物・食品輸出促進協議会事務局（三重県雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課内） 担当：中村

TEL：059-224-2458 FAX：059-224-2078 Mail：export@pref.mie.lg.jp

●参考資料

- ・三重県ホームページ

<https://www.pref.mie.lg.jp/CHISANM/HP/84723000001.htm#%E9%AB%98%E5%BA%A6%E4%BA%BA%E6%9D%90%E7%A2%BA%E4%BF%9D%E8%A3%9C%E5%8A%A9%E9%87%91>

- ・募集チラシ

<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000946871.pdf>